

「かわぐち学びの未来創造プラン」 ＝川口市立小中学校再編計画＋地域別再編推進プラン 第9回川口市立小中学校在り方審議会より

第9回川口市立小中学校在り方審議会が9月30日(水)に開かれ、「かわぐち学びの未来創造プラン(案)」「川口小中学校の再編計画に関する答申(案)」「地域別再編推進プラン(案)」について審議が行われました。

かわぐち学びの未来創造プラン「未来プラン」は、川口で策定している諸計画との関連に基づくもので、「川口市立小中学校再編計画」と「地域別再編推進プラン」で構成されています。

川口市立小中学校再編計画(案)では、学校再編を検討する際の主な視点として、①教育環境の視点 ②人口・児童生徒の視点(将来的に過小規模となることが見込まれる場合は、早い段階から情報共有や地域との協議を行うなど、計画的に対応する。人口推計値の試算では適正学校数も減少すること。詳細については「地域別再編推進プラン」において示すこと。) ③学校配置の視点(学校間の距離、通学区域、中学校区、小学校から中学校への接続等) ④通学の安全・安心の視点(通学距離や通学時間、道路交通、防犯上の課題等) ⑤学校施設の視点 ⑥地域の視点(学校再編後の地域との関係や公共施設のあり方)を踏まえて検討することとしています。また、再編計画を進める上で想定される手立ての例として、①学区の再編成による学校位置の適正化 ②学校施設の更新時期と連動した統廃合 ③教育システムの変更による教育の質の向上(義務教育学校化・小中一貫教育校化) ④近隣同校種の学校との統廃合 ⑤近隣公共施設との複合化 ⑥学校指定の弾力的運用 ⑦通学への支援が想定されるとし、学校や保護者、地域住民等の考え方や地域の実情を踏まえて複数の手立てを組み合わせ、丁寧に検討することとしています。



金子ゆきひろ 松本さちえ 板橋ひろみ ふじしまともこ

2026年10月11日 No.1856

日本共産党川口市議会議員団

川口市前川 2-28-10
TEL.267-8411 FAX.261-3528
<https://www.kawaguchi-jcp.jp/>



地域別再編推進プラン(案)では、市内10地区の地域ごとの現在の学校配置と将来の児童生徒数等を示すとともに、将来めざす学校配置を描き、その実現に向けて、第1期(R12～R21)、第2期(R22～R31)等の段階ごとに、検討・準備・実施する取り組みを示します。地域によって状況等が異なるので、市全体で一律の対応を行うのではなく、地域の実情に応じた学校のあり方について「〇〇地区学校再編地域連絡協議会」を発足していくとしています。審議会は、次回が最終の予定です。

原油価格高騰対策支援金の申請は 10月30日までです

川口市は国の補正予算成立を受け、重点支援地方交付金を川口市として活用するための予算案を6月市議会の閉会日(6月30日)に提案、全会一致で可決となりました。日本共産党川口市議団は埼玉土建川口支部の皆さんや川口民商のみなさんから実情を聞き取り、6月1日に岡村ゆり子市長に「緊急要望書」を提出。

市議会の各会派も要望書を提出していました。

☆中小企業等原油価格等高騰対策事業

①原油価格高騰対策支援金：2億5081万8千円(内交付金1億5393万4千円)

市内中小企業・小規模事業者に対し、石油等由来製品等の購入補助を行う

(対象経費)※令和8年4月から7月までに購入した製品が対象

●石油等由来製品購入のうち、令和7年度中に購入した当該製品価格からの増額分

●石油等由来製品代替品購入額のうち、代替前の製品価格からの増額分

(助成額)上限10万円※対象経費の1/2まで

(申請期間)8月3日～10月30日まで

②中小企業資金融資信用保証料補助金：4760万円

市内中小企業・小規模事業者に対し、融資の際の信用保証料を補助する

(対象融資)※令和8年4月1日から10月30日までの融資が対象

●埼玉県中小企業制度融資 経営安定資金

●埼玉県中小企業制度融資 要件緩和型経営安定資金(経営あんしん資金)

(補助額)上限20万円※支払った保証料の1/2まで

(申請期間)8月3日～12月25日

● 2026建築とまちづくりセミナーin埼玉 ●

埼玉から愛をこめて 「建築とまち」の歴史と未来を考える

新建築家技術者集団が主催する「2026建築とまちづくりセミナーin埼玉」が10月3日(土)から4日(日)に開催されました。セミナーではまち歩きや講座など多彩な取り組みが行われました。

第7講座では、岩見良太郎氏(埼玉大学名誉教授)が講師となり「再開発の仕組みと課題」について講演がされました。岩見氏は、都市再開発法には「第1種」と「第2種」の2つの再開発の手法があり、第1種は権利変換方



式、第2種は用地買収方式であることをあげ、再開発の仕組みと原理を押さえることがまず大事。権利変換とは再開発という共同事業の利益を投資額に比例して分け合う方式だが、開発利益に補助金が含まれることは注意すべきである。再開発の根源的な矛盾は、生活手段としての土地・建物を「資産価値」に置き換えることによって零細権利者は、従来の床面積を確保できなくなり、追い出されてしまうことである、としました。

市街地再開発事業の実施にあたっては、借家権利者その他の零細権利者の生活の安定が図られるよう必要な助成その他の措置を講ずるとともに、地区外に転出する者の生活再建のための各種の措置も合わせて講じることとする「都市再開発法の一部を改正する法律案に対する付帯決議(昭和50年7月1日 参議院建設委員会)」を紹介し、しかし実際には実行されてないと指摘しました。また、都市再開発法制定時、政府原案にはなかった都市計画法第5条「市街地再開発事業により確保されるべき住宅の戸数その他住宅建設の目標を定めなければならない」が2011年に「定めることができる」と規制緩和されたこと等あげ「住まいという人権が脅かされている。開発利益に依存した開発の見直しで住まいという人権を守ることが求められている」と強調されました。

奨学金返還支援補助金と 家賃補助金の申請受付について

川口市には市内中小企業等への就労促進を目的として、市内中小企業等に就職した若者に対し、奨学金の返還を支援する制度があります。高校生や大学生、保護者の方にもこうした制度があることを周知し、市内の雇用確保や就職支援を行うことが大切です。

詳細はホームページや日本共産党市議団までお問い合わせください。申請書類はホームページからダウンロードできます。

中小企業従業員等奨学金返還支援補助金

(最大5年間)

- 市内中小企業などの正社員で、奨学金を返還している30歳以下のかた
- 対象の奨学金／日本学生支援機構奨学金ほか

若年者定住就労促進家賃補助金

(最大3年間)

- 市内中小企業などの正社員で、市内賃貸物件に居住している30歳以下のかた
(勤務先が家賃手当を支給していること)
- 対象の経費／本人が契約者となり支払っている家賃

〈共通〉

- 対象期間／令和7年10月～令和8年9月
- 1人月額1万円以内※申請・支給は1年ごと
※詳細は市ホームページをご確認ください。

【令和7年度以前に申請した方へ】

申請は、1年ごとに必要となります。前年以前に補助金を交付されていても、新たに申請手続きを行わなければ、令和8年度における補助金は支給されません

【申請受付】10月1日(木)～11月30日(月)に経営支援課へ郵送(必着)で

〒332-8601 青木2-1-1

電話／048(258)7921